

府政科技第329号
令和3年3月24日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

原子力委員会委員長
上坂 充

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

令和3年3月12日付け20210310資第30号をもって、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえて意見を求められた、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第1項後段の規定に基づき使用済燃料再処理機構から経済産業大臣に変更認可申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画に対する原子力委員会の意見は、別紙のとおりである。

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更 について（見解）

令和3年3月24日
原子力委員会

この度、20210310資第30号をもって経済産業大臣から意見を求められた使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）について、原子力委員会は、以下のとおり意見を示す。

今般の実施中期計画には、2021年度から2023年度の3年間における再処理及び再処理関連加工の実施場所、実施時期及び量が記載されている。

このうち、実施場所については、日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設となっているが、これらの施設及び関連する施設はいずれも国際原子力機関（IAEA）の保障措置活動の対象とされている。

また、実施時期及び量については、六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の稼働時期を踏まえ、再処理に関してのみ2023年度に70トンの使用済燃料を再処理して0.6トンのプルトニウムを回収する計画となっている。この内容は、本年2月に電気事業者が公表したプルトニウム利用計画と整合性が図られている。また、六ヶ所再処理施設で回収されるプルトニウム0.6トンについては、加工や輸送等に必要な期間を踏まえて2026年度以降に全量をプルサーマル炉で消費することを想定しているが、消費時点でのプルサーマル炉の稼働状況が現在と同じ4基であったとしても十分消費可能な量となっている。なお、再処理加工量等については、今後具体的になれば、適宜実施中期計画に反映する方針とのことである。

一方、2023年度までの3年間における電気事業者以外の事業者等のプルトニウムの保有状況も踏まえると、この期間の我が国全体のプルトニウム保有量は減少傾向となる見込みである。

以上を踏まえると、今般の実施中期計画は、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、概ね妥当と考える。

ただし、2023年度以降、国内で回収されるプルトニウム量の増加が予想されるため、今後、貴省におかれては、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成30年7月31日原子力委員会決定）を踏まえ、プルサーマルの着実な実施に必要な量の再処理、生産されたMOX燃料の時宜を失わない確実な消費、プルトニウムの需給バランスの確保などを実現するために、機構をはじめとする関係事業者に必要な指導を行い、実現に取り組むことを求める。

また、原子力委員会としては、機構の実施中期計画の下で事業を推進するに当たり、機構及び事業を委託される事業者の双方のガバナンスが重要であると認識しており、その観点から実施中期計画を実施するための適切な役割分担、実施体制の下、効率的・効果的に事業が推進されることを期待する。

さらに、六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設が安全かつ順調に操業することは、核燃料サイクルにとって重要である。このため、原燃は、安全確保を最優先に適切な工程管理を行うとともに、技術的知見の蓄積・承継に取り組むことが必要であるが、原燃だけでは技術的知識を有する人材を必ずしも十分に確保できない可能性もある。電気事業者等からの十分な技術的・人的支援がなされることを期待する。

以上